



2026年1月21日

各 位

会 社 名 スター・マイカ・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 水永 政志
(コード 2975 東証プライム)
問合せ先 執行役員 長谷 学
T E L 03-5776-2785
U R L <https://www.starmica-holdings.co.jp>

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定 及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定及び当社の監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について決議しました。これらに伴い、関連する議案（以下「本議案」といいます。）を2026年2月20日開催予定の第28回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定について

1. 本制度改定の目的

当社は、2021年2月24日開催の第23回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象期間を5年間（第24期から第28期まで）とする本制度を導入いたしました。この度、当該期間の満了に伴い、より長期的かつ持続的な企業価値向上と株主の皆様との価値共有を一層進めることを目的として、対象期間（5年間）の定めを廃止し、毎事業年度継続的に譲渡制限付株式報酬を付与する制度へと改定することといたしました。本改定は、昨今の経済情勢や経営環境の変化に伴う取締役の責務の増大を踏まえ、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ機能をさらに強化する観点から行うものであります。

2. 本制度改定の条件

改定後の本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

また、本株主総会では、経済情勢や経営環境の変化に伴い、取締役の役割と責務が今後さらに増大すると考えられること、取締役体制のさらなる充実の必要性及び中長期での企業価値向上への動機付けとして、主に中長期のインセンティブ報酬部分の引上げが相当であること等の諸般の事情を勘案し、対象取締役に対する金銭報酬枠を年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）に改定することにつきましても、併せてご承認をお願いする予定です。

本制度に基づく譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額につきましては、上記改定後の金銭報酬枠（年額500百万円以内）の内枠として、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3. 改定後の本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、年 290,000 株以内とします。

ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際しては、当社と対象取締役との間で、主に以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、割当を受けた日から一定期間（以下「譲渡制限期間」という。）、割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

② 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間中継続して当社の取締役又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役又は当社子会社の取締役のいずれの地位をも退任した場合には、譲渡制限を解除する当該割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

③ 無償取得

一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償で取得する。

II. 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について

1. 導入の目的

当社の監査等委員である取締役（以下「対象監査等委員」といいます。）につきましても、株主の皆様との価値共有を一層進め、中長期的な企業価値向上に向けた経営の監督機能を最大限発揮させることを目的として、新たに対象監査等委員を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたしました。

2. 導入の条件

対象監査等委員に対する本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。本株主総会では、対象監査等委員に対する既存の金銭報酬枠（年額60百万円以内）の内枠として、対象監査等委員に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額10百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3. 制度の概要

(1) 謾渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象監査等委員に対し、監査等委員である取締役の協議に基づき、謹渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象監査等委員は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、謹渡制限付株式の割当てを受けます。払込金額の決定方法は、上記 I. 3. (1) と同様とします。

(2) 謕渡制限付株式の総数

対象監査等委員に対して割り当てる謹渡制限付株式の総数は、年 10,000 株以内とします。

ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他謹渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整するものとします。

(3) 謕渡制限付株式割当契約の内容

謹渡制限付株式の割当てに際しては、当社と対象監査等委員との間で、上記 I. 3. (3) と同様の内容（ただし、対象監査等委員の職務等の性質を考慮した調整を行うものとします。）を含む謹渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

以上